

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会会議録

開催回数	第9回				
開催年月日	平成28年1月17日(日)				
開催時間	13:00~15:05				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
参加者	学識経験 委員	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長	委員長	大迫 政浩	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事 福島環境技術支援室長	副委員長	河邊 安男	
	公募による 関係市町 委員	印西市公募住民	委員	竹内 仁	
		白井市公募住民	委員	原 慶雄	
		栄町公募住民	委員	山崎 茂	
	管理者が必要 と認める委員	印西市吉田区	委員	酢崎 健治	
		印西市吉田区	委員	宮内 弘行	
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西クリーンセンター	次期施設推進班	工場長	大須賀利明
			次期施設推進班	主幹	鳥羽 洋志
			次期施設推進班	主幹	土佐 光雄
			次期施設推進班	主査	浅倉 郁
		次期施設推進班	主査補	大野 喜弘	
	次期施設推進班	主査補	川砂 智行		
	次期施設推進班	主査補	中野 竜一		
関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		課長	山口 隆	
	白井市環境建設部環境課		課長	伊藤 勉	
	栄町環境課		課長	池田 誠	
コンサルタント	株式会社 エックス都市研究所		総括責任者 主任担当者 担当	井手 明彦 関根 浩次 松山あゆみ	

※ 未選出：松崎区委員（管理者が必要と認める委員）

※ 傍聴人：20人

次 第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第8回会議）	3
3 地域振興策検討委員会第8回会議の報告について	3
4 意見書について	4
5 煙突高等の未審議事項について	5
6 答申素案について	10
7 その他	28
8 閉会	29

次第1 開 会

○大野喜弘（事務局：主査補）

ただいまから印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会の第9回会議を開催いたします。

○大迫政浩（委員長）

会議録署名委員の指名なのですが、今回は、原委員と山崎委員のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次第2 会議録について（第8回会議）

○大迫政浩（委員長）

それでは、次第をごらんになっていただき、二つ目の議題からスタートしますけれども、会議録について事務局から説明をお願いします。

○大野喜弘（事務局：主査補）

それでは、ご説明をさせていただきます。先月の12月13日に開催いたしました第8回会議の会議の内容につきましては、別添①のとおり、概要版を作成をさせていただきまして、皆様にメールをお送りさせていただいたとおりでございます。本日の資料添付の①とさせていただきますとおり、組合ホームページに記載する予定でございます。また、会議録につきましても、作成次第メールにて署名委員の皆様に確認をいただいた後、郵送させていただくこととあわせて概要版と同様、組合ホームページに掲載する予定でございます。

説明は以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。何か、お気づきの点等ございますでしょうか。前回事業方式のご議論いただき、DBOという形で反映して、推奨するという方針の確認。あと、造成計画における掘り下げ等のご検討をいただき、またアクセス道路に関してルートに関するそれぞれの得失をご検討いただきました。その中で、皆さんのご了解いただける方向に関する取りまとめさせていただいて、それが今日は報告書、答申案の中に記載されておりまして、そういったところも今日ご確認いただくということになります。

次第3 地域振興策検討委員会第8回会議の報告について

○大迫政浩（委員長）

よろしければ、次なのですが、地域振興策検討委員会第8回会議の報告について、事務局から説明をお願いします。

○川砂智行（事務局：主査補）

それでは、12月20日に開催いたしました地域振興策検討委員会第8回会議の審議概要をご説明いたします。お手元の資料外別添②の概要版の会議録をごらんください。主なものをご説明いたします。

まず、1ページの3番の（2）でございますが、会議で決したわけではございませんが、ごみ収集車の搬入ルートについては、災害時対応などを考慮すると二つのルート以上の確保が必要ではないのかなどとの意見が出されました。

次に、下の（3）でございますが、地域振興策施設のアクセス道路につきましては、

清掃工場へのアクセス道路とは別に検討したい旨の意見が出されましたが、現時点では実際に展開する地域振興策の選択、場所、規模が何ら決まっていないことから、来年度に予定している周辺住民の皆様と組合との協議の際に必要なに応じて検討を進めたいとご説明し、ご了承をいただいたところでございます。

次に、5番でございますが、福川委員長と加藤副委員長からご自身がかかわれました事例紹介をいただきまして、地域振興策の実現に向けた考え方を示していただきました。ライフスタイルのブランド化に向けたアプローチ方法ですとか、地域活性化に関する取り組みの多角化の必要性とマネジメントなど、さまざまなお話をいただいたところでございます。

次に、2ページの6番でございますが、事務局案としてご提出した地域振興策総合パッケージの展開種別ごとの評価につきまして幅広いご意見をいただきました。いただいたご意見を反映した資料を来週24日に開催する第9回会議でご確認していただく予定でございます。地域振興策検討委員会ではこの第8回会議をもちまして、おおむねの調査、審議が終了したところでございます。

ご説明は以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大迫政浩（委員長）

地域振興策検討委員会のほうでもほぼまとまってきているというお話でございました。いずれ、こちらの施設整備側との両輪で進めていただく青写真を示すということになろうかと思えます。

よろしければ、ありがとうございました。

次第4 意見書について

○大迫政浩（委員長）

では、次に、4番目の議題の意見書について、事務局のほうからご説明よろしく願います。

○大野喜弘（事務局：主査補）

では、意見書についてご説明をさせていただきます。意見書につきましては、参考資料1をごらんください。本日会議の開催に当たりまして、検討委員会委員長宛てに2通の意見書が提出されております。

まず1通目でございますが、提出者は白井市在住の竹下様、岡野様、印西市在住の津島様の3名の連名によるものでございます。内容につきましては、12月13日開催の第8回会議の事業方式についての参考資料2にありました事業方式の優位性を比較するために使用いたしました施設建設費などプラントメーカーアンケートのコスト情報を用いた試算結果の撤回と採算を求める意見書でございました。なお、こちらの意見書につきましては、組合宛てにも同様の内容にて提出がございましたので、あわせてご報告させていただきます。

2通目でございますが、提出者につきましては、ごみ処理施設を考える印西・白井・栄連絡会共同代表、印西市在住の亀倉様、白井市在住の土屋様、栄町在住の林様の3名の連名によるものでございます。内容につきましては、やはり第8回会議の事業方式比較のために使用した施設建設費などの総事業費削減、こちらの検討を求める意見書でご

ざいました。

説明は以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。この件に関して、何かご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○宮内弘行（委員）

これは、やっぱりこの意見書を出していただいておりますけれども、この意見書の指摘するところについて、やはりこの委員会が非常に私いいと思うことは、こういう意見書を出していただいて、それにきちんとお答えしているという姿勢を示している。これは、非常にいい方向で、それでもうここまで回数を重ねてきますと、あと残りもわずかなものですから、こういうご指摘を受けたことについて、一つ事務局のほうから、あるいは委員長でも、事務局からでも、ではというやはり回答というか、意見を出していただきたいと思っております。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。

特に今回ご指摘いただいたのは、この事業方式の比較をする際に、この建設費に関しての単価等を見積もった場合に、今の事業方式比較の際の使った数字が課題ではないかと、そういうご指摘でございます。これに関しては、また後ほど、この事業方式の比較に関しても、答申案でご説明する際にこの意見書等を踏まえた今後の対応ということは事務局のほう、あるいはこの委員会としても少し考えたほうがいかなというふうには思っております。

また後ほど議論しますが、結論的にはこの意見書を十分踏まえて再度比較における数値に関しては精査すると。意見書はもったもな部分もございますので、そのような形にしたいというふうに思っております。

先に言いますと、事業者へのアンケートによってできた数字で、ストーカ炉とかも含めて、ほぼ同じような単価を各メーカーが実は示していただいている、どうしても震災復興とかオリンピック需要とかの今後の見込みとかも含めて実質こういった建設単価というのはかなり高い状況は、皆さんご承知だと思っておりますが、そういったところも反映された数字で、大きく違和感があるというわけではないのですが、ただこの施設建設はまだかなり先でございますし、それから、私のほうでも若干いろんな状況を見ている中で、もう少し適切に見直す部分があるのであればという部分もございまして、今宮内委員からもありましたけれども、事務局とともにもう一回ここは精査するという方向ではあります。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大迫政浩（委員長）

では、また後ほどこの答申案の中で関連のところでも議論したいと思っております。ありがとうございました。意見書を出していただいた方に関しては、大変真剣にこういった施設整備計画における議論を注視し、かつ真摯にこういった形で検討いただいて、いろいろご意見いただいて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

次第5 煙突高等の未審議事項について

○大迫政浩（委員長）

さて、それではよろしければ次の議題に参りたいと思っております。今度は、次第の5です

けれども、煙突高等の未審議事項について。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、煙突高等未審議事項等についてご説明をいたします。

これまで委員の皆様におかれましては、8回の会議におきまして、種々ご審議いただいているところでございます。ただ、何分にもボリュームが検討事項のボリュームがありますことから、ポイントを抑えてご審議をお願いしてきております。皆様のお手元に配付のとおり、次期中間処理施設整備基本計画案としましてまとめさせていただいたところではあります。これまでの会議の中での未審議事項につきましても記載されている部分がございます。まず、この後、答申素案の確認をいただくところですが、その前にそういった審議し切れていない部分を改めてご確認をお願いしたいというものでございます。

まず、煙突高につきましましては、今後実施してまいります環境影響評価等の設定条件でもございますので、ここで資料をもとに煙突高についてご審議をお願いしたいと思います。また、そのほか調整池の関係、また全体配置計画における管理棟のお取り扱い等も検討会の中では詳細に検討を詰めてございませんので、その件についてもこの後答申素案の確認の中でお願いをしたいと考えております。

それでは、まず煙突高について、資料につきましましては基本計画の37、38ページをお開きいただいでご説明をさせていただきます。

それでは、コンサルのほうから説明をさせていただきます。

○関根浩次（コンサルタント）

それでは、基本計画書の37ページ、38ページをごらんください。煙突高さを検討するに当たりまして、高さ60mを超えた場合に制約に差異が出てまいります。したがって、表2-1の3に示しますように、60m未満の59mと60m以上について比較表をつくらさせていただきました。

まず、一番上の採用実績でございますが、どうしても建設上の制約があるということ、60m未満で59mという数字でこれはかなり多いということになります。60m以上、これも結構あるのですが、これにつきましましては、数としては59mに比べ実績が少ないということでございます。あと、排ガスの拡散効果でございますが、59mというのは建設の範囲の中で最大限高くしているというものでございまして、60mに比べると拡散効果は低いということになります。最大限高くしているというものでございまして、十分な拡散効果は得られるということも多く採用されております。60m以上につきましましては、当然のことながら高い分拡散効果は大きくなります。

景観につきましまして、60m以上と59mを比べれば、それは見方もございますけれども、59mのほうが圧迫感は少ないだろうということが言えるかと思えます。

次に、煙突につけなければいけない設備でございますが、航空障害灯というのがございまして、これは60m以上ではつけなければいけなくなります。これにつきましましては、38ページ、どういう位置にどのようにつけなければいけないかというのを示させていただきました。

続きまして、必要面積ということでございますが、どうしても高い煙突を建てるということになりますと、基礎部分にかなり大きい用地が必要となるということになります。

続きまして、建設基準法による制約でございますが、60m以上の場合は、超高層建設扱いということになりますので、建築手続が複雑になるということになります。このようなことから、38ページの図2-1-4の下に3行に結論を書かさせていただきました。煙突高さは建設基盤より59mとすることを基本とする。なお、地域振興策としての活用、景観上の圧迫感に対する配慮については、今後地域振興策との協調を図りつつ周

辺住民との協議により決定する必要があるという形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。これに関しては、前回たしか竹内委員のほうから、掘り下げにより、煙突が低くなると拡散効果が見込めなくなるのではないかということで環境への配慮という面で大丈夫なのか、こういうご指摘があったわけですが、この今のご説明に加えて、よろしければコンサルさんのほうで前回のご質問に対して、例えば掘り下げると、その分煙突が低くなるのではないかという環境の問題に関して、何かご検討されたところがあれば、ご披露いただければと思うのですけれども。

○関根浩次（コンサルタント）

概略計算ではございますが、ばい煙の拡散計算というものをさせていただきました。同一条件によりまして、煙突の高さが59mの場合、49mの場合を計算いたしました。その結果、環境基準に対してどちらも0.数パーセントの濃度の最大着地濃度となるということでございまして、0.数%の範囲で10m高さが違った場合の差が出るということを確認いたしております。したがって、どちらも環境に与える影響は軽微という判断ができるかと考えております。

○大迫政浩（委員長）

自主規制値で排ガスの基準は、かなり厳しい数値を設定しております。だから、煙突を59m最大とれるところから49m、10m下げたとしても、そもそもが既に環境基準の100分の1よりもさらに低いレベルの濃度で、その間で49と59mの間の数値の差が軽微ですけれども、若干生まれるということなので、煙突を低くしても環境上は問題ないということになります。むしろもっと高くして、もっと環境保全上配慮した形で拡散効果ということも考えられるわけですが、その場合は圧迫感とか建設上のコストであるとか、航空障害灯の設置だとかさまざまな要素が出てくるので、通常全国的に見てもこの59mという煙突を採用している実績が多いので、59mを基本としてはどうかと、こういうご提案であります。

何かご質問等ございますか。

竹内委員。

○竹内 仁（委員）

よろしいですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○竹内 仁（委員）

いい機会ですので、ちょっと発言させていただきたいのですが、この案を拝見して、関連しますので申し上げます。85ページ、この表を開いてください。ここで、今委員長、あるいはご説明になったことです。そのことで大変安心できたのですが、できればこんなことをその表かどこかにつけ加えられませんかという提案というか質問です。申し上げますと、基盤の切り下げによって、最大濃度地点は敷地境界により近くなるけれども、今委員長がおっしゃった自主規制値との関係で安全上問題になることはないというような趣旨のことをどこかに入れられませんかというご提案といいますか、というのはここで切り下げるか切り下げないかという議論が当然これから地域振興との関係で地元の方々との間で議論が出てくるわけです。これだけ三つの案を検討しているのはそういう背景があるわけですから、そうしますと、この中でどれに決着させるかというのは当然のことながら、景観というその圧迫感をなくするという目でみれば、マイナス10mというのがいいでしょうということになっていくと思いますけれども、それでも安全上

は問題がないということが今のご説明でわかったわけで、それはそれで安心できるわけです。逆に言いますと、そういうことを書いておきませんと、私が申し上げたような疑問が常につきまとうということです。低くして本当にいいのと、地元の方は景観上はいいけれども、いわゆる環境安全上問題を感じられませんかというような疑問が出てくる可能性がありますので、そういうことに答えるためには低くしても大丈夫だと。その煙突高さを59mのまま平行移動しても、地盤を平行移動しても環境安全上問題ないということをごどこかに書いておいたほうがいいのではないかと、そういう意見です。斟酌していただければ、ありがたいと思います。

○大迫政浩（委員長）

何か事務局のほうからお答えございますか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

今竹内委員のほうからご指摘の事項については、この後、事務局のほうでちょっと考えて……

○竹内 仁（委員）

そうですね。

○大迫政浩（委員長）

この場合はあれですか、59mというのは掘り下げた場合は、掘り下げたところがレベル、水平、ゼロになるのですか。

○関根浩次（コンサルタント）

そうでございます。

○大迫政浩（委員長）

ということになる。

○関根浩次（コンサルタント）

はい。

○大迫政浩（委員長）

だから、地上で59mと、掘り下げの場合がやっぱり59mというのが、10m差が出るということですね。では、それを前提の一つ一つ書くというのは、つまり掘り下げても、平地であっても、煙突からの影響に関することに関しては、全然問題ないみたいなところを注釈的でもいいですけども、入れていくかどうかと、事務局と私のほうでも検討したいと思います。

今河邊委員、何か手を挙げていたので……

○河邊安男（副委員長）

いや、いや。

○大迫政浩（委員長）

違うか。

○宮内弘行（委員）

私。

○大迫政浩（委員長）

宮内委員。

○宮内弘行（委員）

この煙突の問題になりますと、ここに書いてある周辺住民との協議により決定する必要があると、これが書かれていますので。というのは、景観だとか、そういう環境問題だとかというのは、近くに住んでいる住民が一番心配することで、もう59mであれ、100mであれ、遠くの人というのは余り関係ないわけです。煙突が見えるわけでもないし。その環境問題云々かんぬんなんて、日々の生活の中で感じないわけですから。

○竹内 仁（委員）

いや、いや、それは違う。

○宮内弘行（委員）

いや、そうではなくて。

○竹内 仁（委員）

感じますよ、それは。

○宮内弘行（委員）

というのは、では、住んでいての話です。住んでいて、その一番それを危惧するというのがやっぱり住んでいる住民のほうがその度合いが高いわけです。

○竹内 仁（委員）

もちろん、それはわかります。

○宮内弘行（委員）

そここのところを言いたいのです。ですから、その中でやっぱり周辺住民との協議により決定する必要があると。こういうこの文言を一ついただいていますので、我々としては、地元としては、ほかのことも考慮しながらですけれども、いろいろ意見を出しながら住民として協議して決めさせていただきたいというのが一つあります。

○大迫政浩（委員長）

どうぞ、酢崎委員。

○酢崎健治（委員）

ちょっと、へ理屈的なことになってしまってしまうかもしれないのですが、煙突の先から出るものが基準値よりみんなはるかに下回っている数字のものが出るということであれば、例えば極端に言って、煙突が5mでもこれ大丈夫なのですか。その辺をちょっとお聞きしたいのです。

○大迫政浩（委員長）

今基準値よりというか、要は煙突の排出するところの基準というのは自主規制で決めて、自主規制値がかなり厳しいといった説明をさせていただいて、もちろん環境基準というのはまたこの着地したときの基準は別にあって、大体この大気拡散によって数万倍薄まるというような形になっていますので。ですから、もちろん煙突から出たそのものがもう環境の数値を満たしているというわけではないのです。

○酢崎健治（委員）

そうですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。それにしてもかなり厳しい基準を自主規制で設けているという理解です。

○酢崎健治（委員）

わかりました。

○大迫政浩（委員長）

だから、もちろん今の酢崎委員のおっしゃるとおりで、先ほど59mと49m比較しても、ほとんどもう環境のレベル、基準よりも100分の1を下回っているのです、49mからさらに煙突を低くしても問題ない、多分煙突の高さはさらに低くできるということです。

はい。

○宮内弘行（委員）

環境問題になりますと、やっぱり例えば我々が住んでいる吉田区というと、10人が10人みんな関心あるわけです。そここのところのやっぱりさっきの話ではありませんけれども、一言竹内委員がおっしゃっていただいた、こういうものだということを明記していただけると非常に説明もしやすくなるし、理解も得やすくなるのではないかと思うのです。

○大迫政浩（委員長）

この37、38ページのあたりにもその大気環境への影響という面では問題ないのだとい

うようなことも理解した上で59mを基本とし、かつその地域振興策との関係も含めて周辺住民との協議のうえで決定をします。そういう趣旨で、多分竹内委員も宮内委員も同じ配慮の上でご発言されたというふうに理解しておりますので。では、今のような趣旨で少し資料のほうはまた工夫すると。これは、後ほどまた確認してもよろしいですが。今のような形で煙突高に関してはご理解いただければと思います。

それでは、今の件、また前回のご発言も踏まえて大変貴重なご意見ですので、ここで改めて審議させていただきました。38ページにある結論の方向に若干つけ加えるような形も含め、検討して最後まとめるということにしたいと思っております。

次第6 答申素案について

○大迫政浩（委員長）

それでは、次の議題に参ります。今度、本体、答申素案についてということでご説明いただくこととなります。ちょっと大部な資料ですのでご説明のほうも、ご説明をしていただきながら適宜照らしていただくかもしれませんが、ポイントをご説明いただいて効率よく審議してまいりたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、事務局より基本計画の答申素案につきましてご説明をいたします。お手元に冊子となりました案、先ほどご説明が漏れましたが、こちら本編でございます。基本計画答申素案の構成でございますが、本編と資料編という形で構成を考えております。資料編につきましては、項目の目次を1枚、A4でつけさせていただいているところでございますが、1番の諮問書から19番、委員意見の概要という形でこれまでの会議結果ですとか、いただいた意見書、またこれまでの経緯等ただいま編集中でございます。この後パブリックコメント、また審議結果報告会等もございしますので、それらを踏まえた上で最終的に取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は、この本編のほうのご確認をお願いするものでございます。それでは、まず表紙でございます。次期中間処理施設整備基本計画（案）としてでございます。日付につきましては、28年とblankとしております。印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会としております。

1枚めくっていただきまして、はじめにとありますが、こちら基本計画の顔とも言うべき部分でございます。大迫委員長のご挨拶をお願いするところでございます。今後事務局と委員長のほうで進めさせていただければと考えております。

続きまして、1枚おめくりをください。目次でございます。本編の構成でございますが、第1章、基本的事項、第2章、施設基本計画、第3章、事業方式、第4章、整備スケジュール、こういった形の構成となっております。

まず、第1章、基本的事項でございますが、こちらにつきましては、一般的事項でございます。審議をいただいている部分ではございません。それを含めまして、要点だけご説明をさせていただいて進めさせていただければと思います。

まず、第1章、基本的事項の5項です。稼働開始の目標年次、6ページになります。こちら焼却施設、リサイクルセンター施設ともに平成40年度の稼働開始を確認していただきまして、記載のとおりとさせていただいております。

また、お隣、7ページでございますが、総事業費の圧縮。こちらにつきましては、やはり財政状況等を踏まえまして、少しでも総事業費を抑えるという部分で交付金の活用で

すとか、事業方式等の整理ですか、よりよい事業方式を選ぶという形での記載となっております。

続きまして、9ページになりますが、7項になります。次期中間処理施設の整備基本方針でございます。こちらご確認をいただきました3本柱の基本方針を記載させていただきます。

以下、8項、9項につきましては、各施設の一般的事項についてまとめてございますので、説明は割愛させていただきますが、この後、会議後に何分まだ未定稿な部分がございますので、委員の皆さんにもいろんな意見、ご指摘をいただきながらブラッシュアップさせていただければと考えておまして、後ほどまた詳細にご説明をさせていただきます。

それでは、本日ご確認の……

○大迫政浩（委員長）

ちょっとすみません、ここで一旦。ではちょっと最初のイントロということで、何かお気づきの点があればいただくことにして、では、これは基本的な事項ですので、審議する事項ではないのですが、何か特に確認したいという点等があれば、ここでご指摘いただければと思います。瑣末な、瑣末なという言い方おかしいですが、ちょっと、誤字、脱字はまた改めてちょっと期限を設けますのでご指摘いただくとして、それ以外の少し大きなといいますか、何かお気づきの点があれば、いかがでしょうか。

それでは、特に9ページなど今回の処理施設の基本方針ということで、これに関してはご審議いただいて、こういう形でまとめさせていただいているので、これに沿った施設整備の基本計画になっているかどうかということで、常にこれが羅針盤になるということでございます。

それでは、第2章から具体的なところを見ていただくこととなります。それでは、ご説明よろしく申し上げます。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、引き続きご説明をいたします。第2章、施設基本計画でございます。こちら32ページから載せてございますが、まず32ページでございます。委員会の中でご審議いただきました処理方式を選定してございます。処理方式につきましては、検討の結果、ストーカ方式を選定したという記載としてございまして、以下のように資料等を研究している状況でございます。この後、縷々説明してまいります。記載内容と、また検討会の中で審議された内容が反映されているかという部分をぜひ委員さんの目から見ていただいております。ご指摘、ご意見いただければと思います。

続きまして、全体処理フロー、また各設備計画と続きまして、40ページ以降、施設の安全対策についてまとめたところでございます。

続きまして、2項です。リサイクルセンターの全体処理フロー及び各設備計画となりまして、次の44ページからまとめてございます。

続きまして、3項です。発電及び熱利用の方向性及びエネルギーバランス。こちらは、検討会の中で審議をいただいておりますので、58ページをお開きください。そちらに、焼却により発生した蒸気の利用について検討していただいた結果として載せてございます。62ページまで載せているところでございます。

続いて、進めさせていただきまして、4項になりますが、公害防止でございます。こちら64ページから記載をさせていただきます。68ページに次期施設の排ガスの自主規制値についてご審議をいただきましたので、黄色のハッチングをした部分でございますが、まとめさせていただいております。

続きまして、5項でございます。災害対策、防災拠点化及び耐震構造ということで71ページ以降にまとめてございます。

○大迫政浩（委員長）

ちょっとこのあたりまでにしますか。

少し私のほうで若干フォローさせていただくと、その都度その都度検討会の中で取りまとめの方法に関しては確認させていただいているのですが、それを成文化したような形等も含めてここで特に見ていただきたいところで申しますと、例えば58ページの先ほど発電と熱量がございまして、今後この熱量と発電に関する部分を考える上での前提といたしますか、方針といたしますか、そういったところがこの四角囲みで書いてございます。ここに安定したエネルギー回収のために年間を通じて熱量の変動の少ない安定した熱量を供給できるシステムということで、その中身としてこの自立運転とエネルギー供給のために1炉運転時の場内施設負荷を賄える発電規模を確保した上で余熱利用施設への熱供給することができるシステム。つまり、場内利用の発電は最低限確保した上で熱を使うと。その上で余ったものの熱供給というようなところの話。それから、次の自立運転のために2炉運転時にも買電を行わずに運転できるシステムというような形で、この2炉運転にも、1炉運転だけではなく2炉運転にも対応できる発電設備の容量を持つということ。それから、交付要件を満たすためのエネルギー回収率17.5%以上の施設。これは、交付要件を満たさないと2分の1の交付率にならないので、そういった部分。そういったところを確認させていただいた上で、その後いろいろと検証していただいているということで、発電に関しても2炉で運転したときの、熱エネルギーを最大限活用するといった発電規模も前向きに念頭に置いた上で、今後その地域振興との兼ね合いでそういった細かい部分は決めていくのだという、こういったところの結論だったと思うのですが、そういうことで事務局のほうはよろしいですか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

はい。

○大迫政浩（委員長）

何かコンサルさんのほうから補足ありますか、このあたりの。

○関根浩次（コンサルタント）

大迫委員長から説明いただいたとおり、63ページの最後のところで、そういったところを記載させていただいております。

○大迫政浩（委員長）

それから、ポイントとして、この公害防止に関してなのですが、68ページをごらんになっていただいて、自主規制値ということで、この表の2-4-6が示されておりますが、その際に、例えばその表の2-4-5に他施設の排ガス自主規制値をごらんになったときに、一部例えば東京都のクリーンプラザふじみのところでは、SO_xという硫黄酸化物とか塩化水素（HCl）、こういったものがかなり厳しい数値を設定しているわけです。そういったことも頭に置きながらも、SO_x、HClと我々言いますが、ここを厳しくするという前提にはかなり設備における制約といたしますか、設備をより高額のかつランニングコストがかかる排ガス処理、例えば湿式処理というのですか、そういったものを導入しなければ満たせないのではないかと、そういうような部分もございまして、そもそもが国で求めるところの基準よりもかなり厳しい自主規制値を設けていると。そういう中で、この設備費とかあるいはランニングコストとかとの関係が相矛盾する関係もあるので、そういったところは環境面、経済性をバランスよく考えていく必要があるということで、それも踏まえてこの表の2-4-6の結論に至っているという部分を、この表の2-4-6のこの上のあたりの文章に書き加えているというところでございます。

私から見ると、そういったところがポイントでございましたが、防災拠点に関しましても議論いただいて、例えば75ページのところにおいて耐震化に関しては、通常の一般

的な施設よりも耐震化を進めた1.25という用途係数を使うというような形で取りまとめさせていただいております。

では、何かいかがでしょうか。

どうぞ、原委員。

○原 慶雄（委員）

ちょっと確認になるのですが、この新しい中間処理施設が稼働したときに、今とごみの出し方なのですか、分類はこれは従来、今のまま継続されるというふうにご考えてよろしいのですか。それともごみの出し方そのものが変わるということはあるのですか。

○大迫政浩（委員長）

どうぞ。

○浅倉 郁（事務局：主査）

ごみの出し方なのですが、こちらに工場に入ってくる搬入基準と、また各市町3市町で行っていますそのごみの分別方法ですとか、それはまた違ってくるのですが、原委員おっしゃっているのは出し方でよろしいのですか。

○原 慶雄（委員）

出し方。今黄色いのと、水色のと、あと透明のかな。三つで出していると思うのですが、あの辺の区分が変わるのかなというような質問なのですか。既にもう議論されているのか、されていないのかちょっとわからないのですけれども。

○大迫政浩（委員長）

はい、どうぞ。

○鳥羽洋志（事務局：主幹）

現時点では今の出し方ということで計画をまとめていただいています、今後ごみ処理基本計画の改訂がおおむね5年ごとということですので、その中でそういったことを考慮していくということで。

○原 慶雄（委員）

変わる可能性はあるけれども、今は、今のやり方と同じことで、前提で進めているという理解でよろしいのですか。

○鳥羽洋志（事務局：主幹）

はい。

○原 慶雄（委員）

ありがとうございました。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○酢崎健治（委員）

プラスチック類は、これは燃やすことにしているのですか、燃やさないことになったのでしたっけ。たしか燃やすことに。

○大迫政浩（委員長）

燃やすことも可能性があるのですが、それを中で配慮しているという理解です。

○酢崎健治（委員）

では、決定ではないのですよね。

○大迫政浩（委員長）

そうですね。それともごみ処理基本計画との関係もございまして、特に原委員、今の酢崎委員のご指摘はこの粗大ごみのほうのリサイクルセンターとの関係もございまして。今は各市町がいろんな資源物に関しては、いろいろと対応しておりまして、それ以外の不

燃物系で埋立処分の手前で破碎したりとか、もちろん幾分資源化していますけれども。あと、可燃ごみを燃やす。こういったところの機能を、現状を踏まえた形の新しい施設計画ということになっておりますが、その市町の資源化の今後のやり方とか、あるいはこの組合さんとの関係とか、そういったことは、またごみ処理基本計画の中での議論と、この組合さんとの仕事の関係の中でいろいろと変わる可能性もあるので、それはごみ処理基本計画の改訂を踏まえて、この施設整備計画の考え方をもとに議論していただくことが必要となります。現時点では現状のいろんな分別とか、そういったことを踏まえていく形でとりまとめたところですよ。

ほかにいかがでしょうか。

河邊副委員長。

○河邊安男（副委員長）

39ページなのですけれども、39ページの（9）の排水処理なのですけれども、この内容は、無放流を前提とした書き方だったものですから、当初、最初のころに下水道が将来来るかもしれないというお話があったと思うのですが、下水道が来る際は、やはり一部放流してより熱を回収するということもできますから、全く下水道が来ないというのであれば、この書き方でいいのですが、下水道が来るようであれば、書き方も変えてもらったらいかがかなというふうに思いますけれども。

○大迫政浩（委員長）

いかがでしょうか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

実は、この後、8項でユーティリティーの部分があるのですが、まだ記載をしていない部分がございます。今副委員長ご指摘のとおり、そちらとの整合性も図らなくてはなりませんので、それを踏まえて、この排水処理設備の部分をちょっと精査をかける形で。

○大迫政浩（委員長）

そうですね、下水放流塔の今後の整備状況も踏まえながら、この部分についてはまた適宜検討するみたいなことも含めて書き方工夫されたほうがいいかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○竹内 仁（委員）

すみません、ちょっとページで行きますと、12、3ページにわたりますと、ページバイページで、ちょっと文章をコメント、質問とかコメントさせていただいていいですか。

○大迫政浩（委員長）

小のほうは、大小の小のほうは後からでもいいのですが、特に何かかわりの深い文があれば検討しますけれども……

○竹内 仁（委員）

まず、42ページ開いてください。ここで、ここには安全対策に関して触れているところです。できれば、これにその施設としての閉じ込め機能の維持です。閉じ込め機能維持。多分その42ページのその他あたりに入ると思いますが、閉じ込め機能の維持に関して触れておく必要があると思います。物理的障壁及びその風圧の維持といいますか、そういうことを導入して閉じ込め機能の維持を図るというようなことをここにしておいたほうがいいと、そう思うのが一つです。

それから、43ページ開いてください。43ページには爆発の防止。これは、火災の対策に関して触れておりますが、その爆発防止に関して触れておりませんので、これも触れておいたほうがいいと思います。例えば44ページ見ますと、上の2のぼち、44ページの2のほうのリサイクルセンターで手選別のための破袋除袋機ですか、ここに爆発防止と書いてありますね。よろしいですか。だから、リサイクルセンターに関しては、その爆

発防止対策を考えているのです。ところが、その前のその焼却炉を含めた本体といえますか、そちらに関してはその爆発防止対策について触れておりませんので、同じように、こういう注意を払って爆発を防止するというようなことをここに記載しておいたほうが良いと思います。それが一点です。

それから、少し飛びまして、先ほど委員長が触れられた58ページ開いてください。58ページの真ん中で3-2になります。この文章をもう少しわかりやすく表現を工夫していただけないかというお願いです。ちょっとわかりづらいのです。地域振興策の予熱利用施設の熱供給量は、エネルギー云々の発電規模と発電システム等の前提条件が基本になる。これがちょっとわかりにくいので、私たち素人にもわかるような表現にしていたきたいというお願いであります。

それから、先ほど触れられたこの四角の中です(1)から(4)まであります。(4)です。ここに交付要件とありますね。これは、実は見ていただくとわかりますように、71ページにもその交付要件という言葉が出てまいります。これは、多分先ほどもう説明するまでもないという、その基本的な条項の中で出てきているから交付要件という言葉でわかると思われているかもしれませんが、できればその循環型社会形成推進交付金ですか、その交付要件だよということがわかるようにしておいたほうが良いと思います。初めて見る人にとって、ちょっと交付要件だけでは固有名詞としてわかりにくいですから。

それから、質問ですが、この上の図でビジターセンターというのがたしか計画されていたと思いますが、これは場内の施設になるのですか、あるいは地域振興策というか、その一環としての施設になると、どちらにビジターセンターというのはなるのですか。要は、聞きたいのは上の図で地域振興策に入るのか、場内消費に入るのかなのですけれども、どっちになるのですしたっけ。質問だから、どちらでも結構です。大してそんな影響ないので、不必要ならもう飛ばしますけれども。

○大迫政浩(委員長)

はい。

○竹内 仁(委員)

では、いいです。ちょっと先に進ませてください。あと、先ほどやはり委員長が触れられた68ページ……まず、その前の67ページ見てください。ここで、この表の2-4の4で、一番下の欄で、このところに前計画とあるのですけれども、自主規制値(案)のところの前計画とありますね。この前計画の「前」はわからないのです。何か注書きなり何なりしておく必要がありますね。多分前回の基本計画か何かではないかとは思いますが。要は、固有名詞ですので、そういうことがわかるように。それから、この表でやはり注書きをしたほうが良いと思えるのは水銀です。水銀の扱い。これに関しては、やはりこれは69ページに水銀について、69ページの(4)で水銀の規制があります。ここで全て説明しておりますので、やっぱり水銀に関して米印の1から米印3までありますが、米の4か何かにして水銀については、ここで示すよというふうに触れておいたほうが良いと思います。

それから、同様に68ページです。ここでは一番下のアスタリスクの3で、これも水銀のところですが、今後の動向を踏まえて検討を行うと書いてありますが、そのその次のページの6-4を参照というふうにしておいたほうが良いです。

それから、その上の米の2番、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン、これは多分固有名詞のはずなので、どこそこが制定とか何かそういうことを書いておいたほうが良いです。よろしいですか。環境省だとか何とかという。

それから、細々したところであれですが、ちょっと触れておきますと、69ページの4-2、騒音、振動で、その文章の1行目です。読んでいくと、その騒音、振動基準にお

いて、その次です。その他の地域と区分されている。この、その他の地域は、かぎ括弧か何かをして固有名詞として扱ったほうがいいです。一般名詞ではここはないのです。その他の区域というのは何か区分されておりますので、かぎ括弧か何かで固有名詞として扱えるようにしておいてほしい。そう思います。

それから、72ページ。72ページの、この図ですけれども、これを明確にするには、この74ページに触れてありますけれども、その地震の規模です。これを書いておく必要があります。この震度6.3以上何とか、何とかというのを説明するためには、その地震の発生源とその地震の規模、これをはっきり示しておかないと。

それから、74ページに書いてありますから、それを参考にする。74ページのこの下のところに書いてありますけれども、候補地は想定される印西市直下のマグニチュード7.3発生時に震度強の、注と。こういうふうに書いてありますので、要は直下地震で、地震がマグニチュード7.3の地震に対してこういうことが想定されるよという、そのもと、一番のもと、それをここへ書いておく必要がある。これが一つです。

それから、74ページ。ここでは地震と浸水とか、そういうものに関して触れられておりますけれども、これは一つの提案ですが、74ページのその下側のところに文を追加したらどうかと思いますのは、この吉田地区の敷地そのものの地震も浸水に対しても、自然条件を考えますとすぐれた場所だというのはわかるのですが、問題はその周辺です。ここは、防災拠点にするということとの関係で行きますと、当然そのクリーンセンターの機能維持するためにはその周辺もそれに応えるようにしておかなければいけませんので、そういう目で見ると、この周辺に一部つけかえ道路、輸送道路との関係で液状化を免れないであろう可能性のある、特にルート1というようなことを考えますと、場所があります。だから、それに関連して次のような文章をここへつけ加えたらどうかと思って、ご提案する次第ですが、ちょっと聞いていただければと思いますが、ただし、候補地周辺には一部液状化の想定される区域があり、輸送道路が当該区域を通過する場合には復旧が迅速に実施できるよう配慮する必要があるというのが、要は1度多分道路がぐずぐずになっても、以前の委員会でも申し上げましたけれども、いろいろのその支援を考えておいて、とにかく復旧を早くできるようにすると。そうしませんと、支援物資であろうが、発生した災害廃棄物であろうが、道路がぐずぐずになっていけばここまで届かないのです。だから、当然その道路をしっかり復旧しますよということは、この中でうたっておく必要があると思いましたので、今のようなコメントをしました。それが一点です。

それから、79ページのこの5—5の始動用の発電の電源の整備、非常発電機のところは、あとでちょっと必要であれば、集約してコメントさせていただく。もう少し文章がわかりやすくしていただいたほうが良いと思いました。

それから、98ページまで行ってしまってもよろしいですか。これは、最後です。

○大迫政浩（委員長）

いや、今は5節のところまでなので、ちょうど後でまた。

○竹内 仁（委員）

以上です。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。ちょっと詳細にご指摘いただいて、いずれもほぼもったもなご意見で、わかりやすさという点でありますとか、それからこれまで議論してきたことに関して、ちょっと不十分な書き込みのままになっているところもありましたので、今いただいた意見は、私の理解の中では、ほぼもう今のご意見を踏まえた形で改訂したほうが良いと判断させていただいております。質問等が一点ありましたが、ビジターセンターはという何か言葉がここまでどこかに出てきた場面があったのでしたっけ。ビジタ

ーセンター、地域振興策との関係であれですか、外の地域振興策の中での名称として使っていたのでしたっけ。それとも施設内で何かビジターセンターみたいなものの議論というのはあったのでしたっけ。それは、たしか地域振興のほうでしたか。ですから、外に設けるという話だと理解しましたけれども。

○浅倉 郁（事務局：主査）

地域振興のほうでは使用してはいないのですけれども。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○浅倉 郁（事務局：主査）

竹内委員、ビジターセンターというのは、今この中に出てきていますか。

○大迫政浩（委員長）

今は出てきていない。この58ページには出てきていないので。

○浅倉 郁（事務局：主査）

地域新興のほう、まず施設整備でもないのですが、地域新興のほうでも使用はしていない言葉なのです。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○竹内 仁（委員）

では、ちょっと関連して質問です。例えば学童が来たときに、そこで学習する設備といますか、チャンスを設けると。こうやって仕分けますよとか。いわゆるビジターセンターというのは、何かありますよね。見学させていただいた施設の中でも温浴施設等もありますけれども、そういうもののほかにこうやってコンパクトにしますよとか、こうやって仕分けますよとか、いろいろ、ほら、要はさっきも原さんから質問出たように、やっぱり廃棄物、家庭のごみを減らさなければいけないねとか、これはちゃんと仕分けなければいけないねというのを理解してもらうためにも、そういうその施設は必要だと思ふのです。それは、どちらになるのでしょうかという質問なのですけれども。

○浅倉郁（事務局：主査）

すみません、理解が悪くて申しわけありません。

○竹内 仁（委員）

いいえ。

○浅倉郁（事務局：主査）

環境学習の場という捉え方でよろしいでしょうか。これは、あえて、あえてというか施設整備、清掃工場本体のほうに機能として入れるものだと考えています。29ページをお開き願います。その9-4のプラザ機能の中に③、リサイクルに関する体験及び環境学習並びに情報交換、啓発の場としての機能という形の記載でございます。

○大迫政浩（委員長）

それでは、今の貴重なご指摘は反映させる方向で、また私の、もちろん委員にも確認いただくこともあると思いますので、そういった形で対応していきたいと思います。あと、焼却施設のほうの防爆ということに関しては、当然いろんな形で防爆対策はされているので、ちょっと書き込みが不十分であれば、またそれぞれの該当箇所書き込んでいただければと思いますが、通常はどういった対応をしているという理解でよろしいですか。もしコンサルさんのほうで何かありましたら。

○井手明彦（コンサルタント）

普通、清掃工場で防爆というのは、どちらかというのはガスボンベです。ああいうものが、可燃ごみで紛れ込んだときに炉内で爆発したりするのですけれども、大体それで炉が壊れるとかいうのは余りないので、通常防爆というよりも、火災とかそういう非常

時に自動停止するとかいう機能はついているのですけれども、その焼却そのものでは防爆とかいうのは余り機能としてないので、ちょっともう少し調べて具体的にどういふものがあるか、ちょっとこの辺で内容をここに記載したいと思います。

○大迫政浩（委員長）

直接的に防爆というか、爆発という事象もいろんな要因も含めてあるので、例えば何かのときに停電でとめようとしたときに、もしとめ方が悪ければ中に可燃性ガスがたまって爆発してしまうというために非常用電源があって、それでそれが安全にとまるようにという最低限確保しているわけです。あるいは、ちゃんと可燃性ガスの検知器を設けたりとか、そういう通常のもので設けられているわけなので、今のコンサルさんの話もうさらに爆発という事象として狭い意味でのこともおっしゃっていると思うのですが、ちょっとそこら辺も含めて安全性が確保されているところと十分整理するということは。

河邊副委員、今のことよろしいですか。

○河邊安男（副委員長）

焼却施設のほうでは、正直ほとんどその防爆対策というのはとっていないと思います。火災対策はとっていますけれども。

○竹内 仁（委員）

堅牢なのですか、焼却炉そのものが。

○河邊安男（副委員長）

ええ、入ってくるもの、そのものにそういう爆発物というのはもうほとんどないというのが前提だと思いますので、仮にスプレー缶等があったと仮定した場合は、収集車の中で火災が起きるといふ、そんなようなことはありますけれども、焼却施設そのものへの防爆対策というのはほとんどとっていないと思います。失礼ですが。ここに書いてあるように、リサイクルセンターのほうでは、破碎機が低速なり、高速で回転しますので、そこでは可燃性ガスが入ってくると火花で引火して爆発するということがありますので、そこでは対策はとっている。どこの施設もとっているというのが実情です。

○竹内 仁（委員）

そういう意味で、爆発に関してはこの処理施設といえますか、こっちで余り触れる必要はないと。

○河邊安男（副委員長）

焼却施設のほうではないと思います。はい。

○竹内 仁（委員）

そうですね。今委員長がおっしゃられたような。

○大迫政浩（委員長）

それは、私たちも火災対策での範囲に入るといふことです。

○竹内 仁（委員）

固有の安全対策の中に入っているということをおまへに考えれば、爆発対策といふのは余り考えなくていいと、こういうことですか。

○大迫政浩（委員長）

はい。

○竹内 仁（委員）

どうもすみません。ありがとうございました。

○大迫政浩（委員長）

はい。河邊委員。

○河邊安男（副委員長）

一点いいですか。ちょっと細かくて恐縮なのです。80ページなのですけれども。

○大迫政浩（委員長）

すみません、80ページは、まだ。

○河邊安男（副委員長）

まだ、これからですか。

○大迫政浩（委員長）

はい……80ページですか、ごめんなさい。80ページは、80はいいです。

80ページお願いします。

○河邊安男（副委員長）

この絵の話なのですけれども、真ん中に書いてあるガスタービンの非常用発電機の熱を地域振興策に送るとしているのですけれども、これというのは、地域振興策は自前で持つという前提で今まで来ていたように思うのですけれども、これはあえて送る計画をするということでしょうか。これは、点線がついていると思うのですけれども。

○大迫政浩（委員長）

これは、できるということですか。

○川砂智行（事務局：主査補）

すみません、では、地域振興策検討委員会のほうで、どのような認識でいるのかというところをまずご説明をさせていただきます。

まず、こういったバックアップについて、清掃工場本体側で持つほうがいいのか、それとも排熱を供給する個々の地域振興策側の施設で持つほうがいいのかという議論につきましては、やはり先ほどの会議録の説明でも申し上げたように、まだどういった地域振興策をどの場所でどういう規模で展開するのかというのが決まっておきませんので、方針づけというものが現状できないというのが正直なところです。ですので、そういったバックアップ体制につきましても、今後地域の皆様との協議において具体像が明らかになってから検討を進めることになろうと思っておりますので、この今皆様のお手元に表示してあるこの絵につきましては、一つの例ということですかね。ちょっと詳しいことは、ではちょっと施設整備のほうから。

○大迫政浩（委員長）

ちょっと理解だと、このコジェネは、あくまでもこの自立始動のために設けているものだということです。だから、災害時に本体がとまったときに、自立して立ち上げるためにこのコジェネが動き出すのですが、では、平常時においては、これはずっととまったままなのですかという話があって、これを、では何か平時でも変動の平滑化のために、あるいは1炉しか運転していないときに需要側がもっと欲しいというときには、これを動かす手もあるし、またその地域、そういう意味では地域振興策との関係もあるのですが、これを、では平常時を動かす場合、誰がお金を払うのかとか。それは、結構いろんな考え方が地域振興策との関係も含めてあって、発電のために、このコジェネを使って少し蒸気をここから入れるということだったら、施設側で全部見るわけですが、熱まで供給するときに動かすとなると地域振興策との関係が出てくると。ただ、そういう意味では、私の理解はこれは送ることができるというふうな、技術的な意味合いで書かれてあるというふうに理解しておりますが、コンサルさんいかがでしょうか。

○井手明彦（コンサルタント）

委員長の言われたとおりです。それで、せっかくガスタービンでやる場合は、熱がどうしても余ってしまうので、その熱を有効利用するということではコジェネに利用したほうがいいのかということで、外熱というようなイメージで記載しています。

○大迫政浩（委員長）

河邊委員のほうからここは鋭い質問でして、武蔵野市がこういった方式で再来年度当初から立ち上がる、動き出すのですが、武蔵野市の場合は熱とか電気を送っている先が

周辺の隣にある市役所とか体育館とか、全部市の施設なのです。ですから、このエネルギー供給も全て市が持ってやるということで、市が全てお金を負担するから、市の意向でいろんな形で動かす目的を考えられるのですが、今回はそれをSPCというその事業でやってはどうかとか、あるいは地域振興策のこの事業の外にやることとの関係でこれをより効率的に生かせないかとかということ、多分いろいろな検討をしていかないと、せっかく防災拠点のために設けているこのコジェネの生かし方ということに関しては、いろいろな今後の地域振興策とのことも含めて協議、検討が必要だと、そういう理解でいたほうがいいかなという気もしております。

ちょっとそこは誤解がないように書かれたほうがいいかもしれないです。

○河邊安男（副委員長）

委員長おっしゃったとおりだと思いますので、可能であれば括弧書きで、川砂さんがおっしゃったように、最後は調整して決めますという、そんなようなことをちょっと書いておいていただけると、これがひとり歩きしないのかなというふうに思いますけれども。

○大迫政浩（委員長）

ちょっと誤解のない書き方をここで加えられれば加えたいと思いますので。

それでは、時間も大分経過しましたので、またこのあたりお気づきの点があれば、また戻っていただいても結構ですので、ちょっと先に、では残りの部分を全て一応説明いただいているのですか。ポイントのところは、少し補足で説明いただいても結構かと思えますので、よろしくお願いします。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、一旦目次のほうに戻っていただきまして、第2章の6項、全体配置計画、7項、8項、9項アクセス道路、ユーティリティ、建設地、運営時の対応までちょっとまとめて説明させていただきたいと思います。

それでは、まず81ページ、お開きいただきまして、全体配置計画でございます。まず、管理棟の取り扱いについて、詳細には検討会の中でお話をしていないところでございます。6-1に管理棟の構造及び機能という形で記載をしているところでございますが、まずモデルとしましては、今皆さん聞いていただいていますこの現行の印西クリーンセンター、ここが工場棟、管理棟建てかえ用地という部分で配置になってございますので、これがモデルとして考えたところでありますが、この後事業方式等がDBOという部分で選定をいただいておりますので、そういった事業方式ですとか、また近年では管理棟、工場と一体化整備するという部分も多く見受けられるところでございます。そういった部分を考慮しまして今後協議していくという形でまとめてございます。

続いて、6-2、調整池及び雨水排水路でございます。こちらも詳細にはお話をさせていただいていないところでございまして、大規模な開発に伴うその調整池、今回の事業に伴ってまず調整池が必要であるという部分での考え方。また、雨水排水路につきましては、今後アクセス道路の選定ですとか、地域振興策、こういったものも影響をすることから、今後総合的に検討するという部分でのまとめとして行います。

次ページ、82ページになりますが、6-3から6-7までごらんのとおり記載をまとめて載せたところであります。

以上が全体配置計画でございまして、続いて7項のアクセス道路でございます。

89ページをお開きください。また、90ページの表でございまして、前回会議の中でこちら8ルートから四つに絞り込みをさせていただきました。また、その後地元と協議を進めていくという形でお話がまとまっていたかと思えます。また、記載内容につきましては、委員長と事務局のほうで精査をしまっているという形でまとめていたかと思うのですが、その後ちょっと修正を入れてございます。

まず、89ページの記載の内容でございますが、示しますとおり、最終的には地域振興策との調和を考慮する必要があり、地元と協議を進めるという形でのまとめとしてございます。

90ページの資料でございますが、項目の10番、1次評価、それと総合評価という形で記載を追記してございます。最終的でございますが、ルート1、ルート2、ルート7、ルート8の4ルートから総合評価をさせていただきまして、やはりルート7、ルート8につきましても、松崎区の中を通過するという点で、ここはそういった面で少し劣るといいますか、優位性が低いという形で判断をしてございます。最終的にルート1、ルート2、こちらのうち延長距離の短いルート1、こちらが総合的に優位性が高いという判断でまとめてございます。

続きまして、93ページ、ユーティリティーでございます。こちらにつきましても、現時点で記載をしてございませんで、電気、水道、燃料、電話等について、電気につきましては、電力会社のほうと早急に協議をして、また水道についても担当課と協議をして最終的にまとめるという形を考えております。

その下、9、建設地及び運営時の対応でございます。こちらは、生活環境及び自然環境への配慮と、また操業の監視体制について、さらには作業環境への配慮等について記載をしたところでございます。

すみません、駆け足で申しわけないのですが、以上ここまでの説明で。

○大迫政浩（委員長）

それでは、今のご説明の部分でご質問等ございますでしょうか。ちょっとつけ加えますと、施設配置のところはご説明のとおりでありまして、あと造成施設配置計画、84ページの6―8に関しましては、ここは切り下げ、平地方式等いろいろと集中してご議論いただいたところでありましたので、このところの検討結果も踏まえて、その基盤切り下げ方式が望ましいと評価されるけれども、その深さに関していろいろと景観調和でありますとか、地盤条件さまざまなのも考慮した上で地元との協議により決定する必要がある、こういうまとめ方でございます。

それから、アクセス道路は今ご説明あったところなので、いろいろとここも新たなルートのご提案等も含めて検討した結果、この事業難易度という面で考えるとやはりルート1、2のほうが優位性が高く、かつその中でも総合的に見るとルート1が優位性が高いということ結論として記載した上で、今後の地域振興策との融和等を含め、詳細な協議を行うということにしております。

それから、あと特徴的かなと思うのは93ページで、ユーティリティーのところは、これは今後また書き込むということですよ。ということでもあります。ほか河邊委員からも下水道の話もありましたので、そういったところも含め、書き込んでいただくということで、では9―2のところには操業の監視体制というところがあります。ここに関しては、周辺住民調査、組織する第三者機関の設置によって住民の方にきちっと透明性を図るということで、そこが監視体制として構築していくのだよということ記載、方針として掲げているというところが特徴的かと思えます。

あとは、さまざまな環境に関する、あるいは作業環境への対応等を含め、あと情報公開、広報活動等積極的に行っていく旨が記載してございます。何かご質問等ございますでしょうか。

○竹内 仁（委員）

二、三、質問よろしいですか。

○大迫政浩（委員長）

どうぞ。

○竹内 仁（委員）

またページに従って、ちょっと質問いたします。82ページがいいと思いますが、82ページ開いていただけますか。災害廃棄物なんかの受け入れを含めてそのストックヤードの記載がちょっと私の紙では見当たらなかったのですが、施設配置とかその辺ではないかと思うのです。何かそのストックヤードに関しては、どういう表現になっていましたでしょうか。それが一点です。

それから、続けて質問しますと、質問というか、これはコメントになるかもしれませんが、89ページ開いてください。89ページはアクセス道路なのです。これは、やはりここに道路の基本要目といえますか、どういう車両、例えば運搬車はどのようなもので、ビジターの大型バスを想定してというようなことになりますと、そういうことを前提として幅員がどうであるとか、あるいは歩道をどうするかとか、あるいは側溝、排水対策等を含めた側溝をどうするかとか、照明とか標識とかで、先ほどちょっと触れましたその液状化対策も触れるかどうかですが、その辺を含めて道路の基本要目、これは地域振興策のほうで触れられるのかもしれませんが、やはり地元の方々の理解をいただくためにもそういうものは明示しておくほうがいいのではないかと、そう思いました。それが一点です。

それから、今委員長が触れられましたけれども、96ページを開いてみてください。先ほどその運転情報の公開との関係で、ここに丁寧にモニタリングポストの例がありますが、これは今回の事例でいきますと、どういう場所に設置を考えられるか。それを教えていただけませんか。

以上です。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。

二点目のアクセス道路の基本要目といえますか、そういった面は確かにいきなり議論の結論的なところに、文章だけなので、やはり初めて読む人も含めてどういうものがアクセス道路には要件として必要で、それを満たすためのもののルートを検討した上でこうなったというところをちょっと丁寧に書き込んでいったらいいかなというふうに思います。その中で液状化対策等も、それをこの文章で書くのか、表の中でも整理されていると思います。その扱いは、またやりたいと思いますが。一つ目は、質問でございましたが、いかがでしょうか。そのストックヤード、災害瓦れき等も含め、施設配置に中でどう配慮するかとか、そういった扱いはここで扱うのか、あるいは防災拠点ということの中で今後の各関係市町の災害廃棄物処理計画等も含めた形で考えるという理解をしているのですが、ちょっとそこら辺の点はいかがでしょうか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

考え方としましては、今委員長おっしゃったとおりでございますが、71ページをちょっと開いていただきまして、ここにストックヤードの整備という部分が出てまいります。そういうことも踏まえまして、きちんと整合性のとれた形で記載をしていきたいと思っております。

○竹内 仁（委員）

わかりました。どうもいろいろ。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それと二点目でございますが、96ページの環境モニタリングポストの件でございます。こちらにつきましては、施設ごとに設置している場所は異なるのですが、基本的に正面玄関ですとか、一般の方が見られる場所、またこの印西クリーンセンターもご存じの方もいるかと思うのですが、正面玄関の入り口のところにモニタリングポストを設置してございます。ということも含めまして、ここの図の2-9の1、秦野のクリーンセンターの画像をつけてございますが、現行の印西クリーンセンターにも設置していますので、

こちらを差しかえることと考えております。

○竹内 仁（委員）

一箇所ですね。

○浅倉 郁（事務局：主査）

はい。

○竹内 仁（委員）

そうですか。

○大迫政浩（委員長）

ほかにいかがでしょうか。

はい。

○河邊安男（副委員長）

84ページの欄外のところに、検討結果は表のとおり安価となる可能性があるから基盤の掘り下げが望ましいと書いているのですが、10mは高いのです。ですから、ちょっと書き方をこれは考えてくれませんか。

○大迫政浩（委員長）

10mにすると高い。

○河邊安男（副委員長）

ええ、一番高いのです。

○大迫政浩（委員長）

なるほど。これは、5mのことを言っている。

○河邊安男（副委員長）

だと思えるのですけれども。

○大迫政浩（委員長）

ちょっとここは……

○河邊安男（副委員長）

書き方を考えていただきたいと思います。

○大迫政浩（委員長）

そうですね、考えていきましょう。

○河邊安男（副委員長）

それから、83ページなのですが、これちょっと建物の寸法がわかるようにちょっと書いておいてもらったほうがいいかなと思うのですけれども、A、Bは何とか見えるのですけれども、Cはちょっと見えないので、ちょっと書いておいてもらったほうがいいかなというふうには思います。

それから、ちょっと私は以前ですが、ストックヤードについては、この敷地の中にここだよ、ストックヤード専用の場所を設けるということはもうほぼ不可能だと思いますから、ストックヤードは非常時ですので、そのときには駐車場をストックヤードに使用しますとか、そういう書き方になるのかなというふうに思います。ちょっとご検討いただければと思います。

以上です。

○大迫政浩（委員長）

そこは、この施設内でのストックヤードという点でいっても、河邊委員おっしゃるような対応しか、この狭い敷地ではなくて。あとは、例えば災害の廃棄物計画全体の中でオープンスペースをどこに見つけていくかということも関係するかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大迫政浩（委員長）

それでは、一旦戻っていただいても結構ですので、またさらに先を進めたいと思います。

もう第3章、事業方式から最後までご説明いただくということによろしいでしょうか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

はい

○大迫政浩（委員長）

では、残りの部分、ご説明よろしく申し上げます。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、ご説明を続けさせていただきます。第3章、事業方式、第4章、整備スケジュールにつきまして、あわせてご説明をまいります。資料につきましては98ページからになります。

事業方式につきましては、1項の近年の動向から始まりまして、リスク分担の考え方、また事業範囲、スキーム、またライフサイクルコストの試算ですとか、そういった形で検討を進めまして、最終的に総合評価という形でまとめさせていただいているところでございます。

あわせて整備スケジュールを進めました後に、意見書についてちょっとご説明いたしたいと思いますので、ご了承ください。

続いて、第4章、整備スケジュールでございますが、114ページからに。こちら、未定稿、未記載の状況で114ページはありますので、今後考慮しながら記載をしていく形でまとめたいと思います。

続いて、115ページにつきましては、第2回の検討会議の中で、お示しをいたしました整備スケジュール案でございます。平成40年度の稼働という形で記載をしています。

最終116ページでございますが、スケジュール延伸リスクの充実という形で事業のスケジュール延伸につながると考えられるリスクについてまとめをさせていただいたところでございます。

以上、事業方式と整備スケジュールという形でご説明をさせていただきましたが、冒頭意見書本体出てございますので、意見書の趣旨でございますが、まず106ページをお開き願います。

こちらの表の3-4の2、財源及びコストにかかる条件等という部分で表を載せているところでございます。今回事業方式の選定を、これを目的としまして比較検討する中で情報としてお示しするものがどうしようかという部分で、プラントメーカーのアンケートを実施してございます。今回そのプラントメーカーのアンケートをいただいた情報をそのまま採用をしまして、検討をさせていただいたところでありまして、ただ、意見書をいただいております、意見書のご指摘事項等につきまして、やはりこれまでの経緯、これまで用地検討委員会、また一度延命化の工事等の中で建設費につきましては触れている部分がございます。ただ、今回冒頭申し上げましたが、あくまでも事業方式を選定するという目的で、概算の費用としてメーカーのアンケートを使用したということでございます。ただ、結果、誤解を招くような状況という部分でなっておりますので、冒頭に委員長のほうからお話いただいたような形で精査を進めるという考えであります。

これに伴いまして、107ページの表3-5の1、また108ページ、表3-5の3、またお隣109ページの表3-5の4、当然いずれも修正を行うこととなります。

説明につきましては以上です。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございます。今の意見書を踏まえて、精査していくということについては、パブリックコメントをこの後、一応そのスタンスとしてまとめますので、このパブリックコメントに出す前までに事務局と、また私、あるいは河邊副委員長にもいろいろと助

けていただいて、この数字に関しては精査したいと思っています。ただ、これまでの経緯も踏まえた数字としてひとり歩きして誤解を招くというところが大変危惧しているところでありまして、この方式間のどれが優位かということに関して、結果で大きく影響するものではありません。建設費をもう少し安くということになりますと、ちょっといろんな要因の中で比較をする必要はありますけれども、ランニングコストの部分での効果というのがより大きく反映されてくるということになりますので、PPP方式の、例えばDBOとかBTOがより優位になる可能性もありますが、一方若干建設費にかかわる減額率の話とか、そういったところの関係性と、あと利率ですね。銀行からの借入金利のあたりです。これは、DBOとDBでは一緒ですので、それは影響はないのですが、またBTOとの関係での部分に関しては、これは、DBOのほうにより優位になるということもございますので、DBOの方式の優位性ということに関しては、結論には影響はないものというふうに考えております。

何か、河邊委員のほうから今の件はよろしいでしょうか。

○河邊安男（副委員長）

特に。先生おっしゃるとおり。

○大迫政浩（委員長）

では、今のご説明の範囲の中でご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○竹内 仁（委員）

一点ちょっとコメントさせていただきます。

まず、112ページ見てください。ここで事業方式の総合評価第1行目で、DBO方式の優位性が認められるというのが当検討委員会の結論だったかと思うのです。それを前提に98ページを開いていただけますか。98ページのこの表の上の3行の文章なのですが、その2行目から3行目あたりのところですか。ちょっと読んでみますと、一般廃棄物処理施設の整備、運営事業において、近年PFI等の手法を導入した事業方式が採用されており、次期施設の整備、運営事業についても、この事業規模から導入による効果が期待されていると。要は、PFI手法に関して優位性があるというふうに、これ読み取れる冒頭の文章に出ておりますが、ちょっと違和感を感じるのです。表現をもう少し検討できませんかというコメントであります。よろしいでしょうか。どうぞご意見として言っておきます。

○大迫政浩（委員長）

ちょっとまた誤解を招かないようにと思いますので、ここは修正したいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○原 慶雄（委員）

よろしいですか。二つあるのですけれども、まず一点は、115ページのスケジュールで、埋蔵文化調査というのが平成30年から32年ぐらいに想定されているのですけれども、これというのは、よく道路工事なんかで計画の遅れにつながるような気がするのですけれども、これはもう一年ぐらい早めなくてもいいのでしょうか。例えば、アクセス道路の工事でも多分これに関係してきたり、施設のいろんな工事方法なんかも変わる形式のような気もするのですけれども、この辺はこれで問題ないというふうにお考えなのでしょうか。

○大迫政浩（委員長）

いかがでしょうか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

今原委員のほうからご指摘ありました115ページのスケジュールでございます。項目

10番と9番、埋蔵文化財調査とアセスメントでございますが、ちょうどこのアセスメントと埋蔵文化財が重なっている年度、31、32、今指摘事項を踏まえ、少しちょっと確認して精査をしたいと。

○原 慶雄（委員）

何かアクセス道路の工事なんかに影響しそうな表になっているような気が。

○大迫政浩（委員長）

ちょっと私も実務的なこの手順とかはよく存じておりませんが、
どうぞ。

○宮内弘行（委員）

事業、これは埋蔵文化財の調査というのは、用地取得できないと手をつけられないですよね。

○大迫政浩（委員長）

どうぞ。

○川砂智行（事務局：主査補）

一般論として、用地を当然取得してから行うというケースが多いと思うのですが、ただ、そういった調査の承認をいただいて取得前に行うケースもございます。

○大迫政浩（委員長）

はい、どうぞ。

○宮内弘行（委員）

今原委員おっしゃった、その埋蔵文化財の調査のおくれというのは手続ではなくて、実際現場で調査するその期間が1年ではなくて、2年も3年もかかってしまうというような場合もあるよというような。時間は言っていなかったですけども、現場のあの掘りや何かが時間がかかるということでは言っていたのですよね。おくれというのは。

○原 慶雄（委員）

いや、おくれというのはその調査期間そのものではなくて、出てきたものによって工事ができなくなってしまうとか、そういう影響が出ませんかと言ったのです。

○宮内弘行（委員）

あれは、事前にそこにそういう対象物があるかどうかというのは、調査入っているよね。事前に入っているよね。

○川砂智行（事務局：主査補）

文化財調査につきましては、見えないところを調査するので、掘ってみなければわからないというところがあるのですけれども、一番最初の作業としては試掘というものをを行います。その後、本掘と進んでいきまして、場合によってはいわゆる史跡と言われるような、国宝級と言いか適切かわかりませんが、非常に重要なものが出た場合には、これはかなり、もう現実的な話ではありませんが、そういったものが出た場合には、事業がちょっと頓挫してしまうような可能性もあるのですが、ただこれは現実的な話ではありません。そういった可能性もあるよという程度のことで、実際には文化財調査時間をかければ、現地の調査のほうが終わりますして、その後報告書をまとめて、その後開発行為ができるのですけれども、実際掘ってみなければわからないという部分の中で、どのくらいの調査期間が必要かというのはなかなか読めないところがあるのですが、その調査をしていただく、例えば埋蔵文化財センターさんとの事前の協議において、なるべく早く調査を終わらせたいので、たくさん的人员を配置してくださいというような調整の中で、かなり現地調査のほうは期間短縮することが可能であるということは聞いております。そういった具体的なスケジュールも今後は考えていく必要があるかとは思っております。

○原 慶雄（委員）

わかりました。ありがとうございます。

○大迫政浩（委員長）

ちょっとお聞きしたいのは、この115ページのこの整備スケジュールのところに、最後にタイトルのところに案と書いてありますよね。スケジュール案、これは、案は案のまままでまとめるのですよね。どうですか。これはとるのですか。つまり、これはあくまでも今後の一つのイメージとして、これに基づいて予算計画を立てたりとか進めていくということであってロードマップを示していただいている、あとはその都度、状況に応じていろんな柔軟な対応はされていくという意味合いで案というのをつけている。あえてつけたまま、これはこのままにするのかななんて思ったのですけれども。そういったことではない。行政文書としては、それはちょっと違うかな。余りここまで意識していないから、やっぱり案のままですか。書いていないから。でも、言った意味は、これに必ずしも全部これに確定して入れられるというわけではないわけですよ。今の現時点でのスケジュールというのは一つの考え方としてあるということですよ。

○原 慶雄（委員）

もう一点は非常に簡単なのですけれども、93ページに中央制御室にはCRTオペレータコンソール。これというのはブラウン管のことですよ、CRTというのは。Cathode Ray Tubeの略だと思えるのですけれども。93ページ。ページが違うのかな。

○竹内 仁（委員）

93ページです。

○原 慶雄（委員）

CRTのオペレータコンソールですね。

○原 慶雄（委員）

そうですね。これというのは、何か理由があって、わざわざCRTにしているのかなと思っただけの話なのですけれども。最近は液晶とか。

○竹内 仁（委員）

液晶ですね。

でしたら、ついでに申し上げると、同じCRTという表現が40ページにもありますから、直すなら直して。

○浅倉 郁（事務局：主査）

直します。はい。

○大迫政浩（委員長）

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○河邊安男（副委員長）

やっぱりスケジュールの115ページなののですけれども、ちょっと私の個人的な意見ですが、施設整備基本設計が31年度から始まるのですけれども、施設基本計画が終わった翌年あたりから、これが始まっていくのではないかなと思うのです。ですから、ちょっと点線に入れるなりしていく必要があるかなと。この基本設計の情報がアセスのほうに行くとしますから、先に私は基本設計が始まるのではないかなというふうには思いません。

それから、一番最後の延命化工事が終わった後、40年度まで動くのだということで、ちょっと何か線か何か引いておいてもらったほうがいいかなというふうに思います。

それからもう一点は、発注行為がこれ抜けていますので、発注行為が多分施設整備基本設計の中に入っていると思いますから、ちょっと発注行為は別途項を設けてやったほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○大迫政浩（委員長）

では、これは実務的にも組合さんとしてしっかりと工程を考えておかなければいけないところだと思いますので、もう一回今のご意見等踏まえて精査していただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。全体を通じてでも結構です。何かございますでしょうか。これまで議論してきたものを、議論の結論的な部分も記載した上で取りまとめたということなので、ある意味振り返りながら今日ごらんになっていただいたわけですから。

どうぞ。

○河邊安男（副委員長）

ちょっと一点だけお願いがあるのですが、先ほど竹内委員もおっしゃられたのですが、いきなり結論が書かれているのです。その結論は、その次のページの表を見ればわかりますよと、そんなような書き方になっていますので、少し結論出す前に前触れをちょっと入れて、その結果こうだと。詳細は、次のページ以降という、そんなようなまとめ方をさせていただいたほうがわかりやすいのではないかなというふうに思いますので、ちょっとご検討いただければと思います。

○大迫政浩（委員長）

その点は、ぜひよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、また後ほど、その他のところで事務局からご説明ありますけれども、この場だけではなく、また持ち帰っていただいて、何かご指摘があれば、事務局のほうまでと思っております。

それでは、ひとまずこの場での議論はここまでにしたいと思います。

ありがとうございました。

次第7 その他

○大迫政浩（委員長）

それでは、次が次第の7でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

○浅倉 郁（事務局：主査）

それでは、その他でございますが、本日はお疲れさまでございました。事務局より今後の予定等について、まずご説明をいたします。

本日時間の関係から、答申素案の本編のうちポイントのみご確認をいただいたようなところでございます。

すみません、一点先に委員の皆様にもちょっとおわびと、事前に委員の皆様にお配りしました基本計画なのですが、本日ご用意させていただいたものに修正が入ってございます。先ほど原委員と竹内委員ご指摘いただいたページ数とちょっと違う形に今なってございますので、大変申しわけございません。ご理解のほどお願いします。

また、まず基本計画の流れでございますが、本日ご協議をいただきましたが、まだご指摘、ご意見等あると思いますので、パブリックコメントが2月1日から予定しておりますので、それまでの間とちょっと時間的に厳しいところがあるのですが、恐縮ですが、来週の25日月曜日を期限に一旦締め切りとさせていただければと考えております。その間に事務局のほうに、お電話でもファクスでもこういった形でも構いませんので、ご指摘ご意見あればお寄せいただければと思います。

それでは、すみません、戻りまして、今後の予定でございます。まず、2月1日、先ほどお話をいたしました、月曜日よりパブリックコメントの募集を実施してまいりま

す。期間としましては、2週間を予定しておりまして、2月15日が締め切りで、印西市、白井市、栄町及び組合の担当課窓口ほか、各出先出張所等で閲覧もできますし、受け付けをしてございます。そのパブリックコメントの期間中でございますが、2月の6日土曜日でございますが、第2回目の建設候補地周辺住民意見交換会を予定してございます。吉田区さんと松崎区において、前回同様、吉田区さんにつきましては構造改善センター、また松崎区さんにつきましては中央会館という形で現在調整を凶っております。こちらにつきましては、両委員会の委員長、また副委員長の出席をお願いしているところでございます。

続いて、3月でございますが、3月6日日曜日でございます。印西地区全体を対象とした検討結果、報告会を予定してございます。場所は、こちらの会議室でございます、1時からを予定しております。こちら、ご出席はやはり委員長、副委員長、両委員会のお願いをしているところでございます。

また、次回の会議でございますが、2月は会議はございません。3月の13日、日曜日になります。1時から、会場はこちら組合の会議室でございます。建設候補地周辺住民意見交換会、またパブリックコメント、それと、検討結果報告会、こちらの意見等を踏まえて最終調整をお願いしたいと考えております。ちなみに地域振興策の最終の会議は、3月27日の第4日曜日を予定しておるところでございます。それを踏まえまして、最後3月30日火曜日でございますが、両委員会の委員長をお願いをしまして、組合管理者への答申書の提出と考えております。

以上が今後の予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○大迫政浩（委員長）

ありがとうございました。今のスケジュールとかのところで何かご質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○大迫政浩（委員長）

先が見えてきた感はありますが、今日いろいろと宿題もいただきましたので、事務局のほうは最後まで気を抜くことなく、ちゃんとした立派な答申案という形でまとめていただきたいと思ひますし、ただ、その中身自身はこの検討委員会が責任を持つわけでありまますので、最後まで、また1週間ぐらいの期間を設けて、ご指摘期間ということでお寄せいただければなというふうに思ひます。私のほうでも、最後パブリックコメントを前にきちっとした形になっているかは確認させていただきたいと思ひますし、先ほどの意見書も踏まえた精査すべき部分もございましたので、その点も、こちらのほうで最後確認してパブリックコメントの案というふうにしたいと思ひます。

次第8 閉 会

○大迫政浩（委員長）

それでは、長時間熱心にご議論いただきまして、大変にありがとうございました。今日は、これで終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

平成28年1月17日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会第9回会議の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成28年3月16日

委員長 大迫政浩

会議録署名委員 原慶雄

会議録署名委員 山崎茂